

市民の皆さんの公平性を確保するために

市税の納め忘れは ありませんか？

市では、福祉・教育・健康など、皆さんが暮らしていく中で欠かせないさまざまな事業を行っています。これらの事業を行うには、市税等の財源を確保することが絶対条件で、納税されている多くの方には納期限内で納付をしていただいています。しかし、長引く不況等の影響により、納期限内に市税を納付していただけていない方もいます。

市では、安定した財源確保と税の公平性を確保するために、一層の努力を怠りません。納税にご理解とご協力をお願いします。

詳しくは納税課 ☎70・7729へ。



期限内の納付にご協力を

市税は納期限内に納付を

納期限内に市税を納めない
と、延滞金が増加されてしま
う場合があります。お手持ち
の納税通知書で、納期限内に

各市税等の納期限				
期別	固定資産税・都市計画税	市・都民税（普通徴収）	国民健康保険税	軽自動車税
1期	5月31日(火)	6月30日(木)	8月1日(月)	5月31日(火)
2期	8月1日(月)	8月31日(水)	8月31日(水)	
3期	12月26日(月)	10月31日(月)	9月30日(金)	
4期	18年 2月28日(火)	18年 1月31日(火)	10月31日(月)	
5期			11月30日(水)	
6期			12月26日(月)	
7期			18年 1月31日(火)	
8期			18年 2月28日(火)	
9期			18年 3月27日(月)	

納付していただきますようお願いいたします。各市税等の納期限は左表をご覧ください。

口座振替をご利用ください



「つい、うっかりして市税を納めるのを忘れてしまった」というような場合でも、市税の未納が累積してしまつて、ますます市税の納付が困難となつていく場合があります。

口座振替にすると、納めに行く手間が省けるほか、納め忘れがないため延滞金がかからないというメリットがあります。

これから納期が到来する市税の納付には、次の方法で口座振替の申し込みができますので、ぜひご利用ください。

ただし、申し込みから振替開始まで1カ月程度かかります。ご了承ください。

不動産の公売と搜索を実施しました

市では、滞納処分強化の第一弾として、7月に国税徴収法（以下「法」という）第94条等に基づき、差し押さえ不動産の公売を執行しました。更に第二弾として、同じく7月に法第142条に基づき、滞納者宅の搜索を実施しました。

不動産の公売は、市が単独で行うにはまだ経験が足りないことから、都主税局個人都民税対策室に指導を仰ぎながら、全都税事務所と区市町村が一堂に会して行う合同公売に参加しました。

また、電話催告や文書催告をしても何ら応答がなく、財産調査してもほとんど財産が発見できなかった不誠実な滞納者に対して、1カ月前から入念な準備を行い、搜索を執行しました。搜索を行った結果、若干ではありますが換価（差し押さえ等の処分をした財産をお金に換え、税に充当すること）できる財産を発見することができました。

今後も、「滞納を発生させない！ 悪質な滞納を許さない！」「逃げない！ 退かない！ 驚かない！」をモットーに、各種財産の差し押さえ、不動産・自動車の公売、滞納者宅等の搜索が市のスタンダードになるよう、一層の滞納処分を行っています。

差し押さえ・公売による 強制徴収の強化

強制徴収強化の一例として、今年に入ってから初めて登録自動車の差し押さえを執行しました。市では、今後差し押さえを執行するために、滞納者の勤務先、金融機関等へ積極的に調査を行います。

このように、調査の結果判明した財産については積極的に差し押さえを執行します。差し押さえた後も誠意のない滞納者については、滞納している市税に充当するために、公売後に換価という流れを徹底していきます。なお、今年度中に不動産・電話加入権の公売および滞納者宅等の搜索を数回予定しています。

また、本税を完納したけれど延滞金だけが未納となっている場合でも、差し押さえ等の強制徴収の対象となりますので、ご注意ください。

滞納処分を強化

市では、納期限を過ぎても納付されない方に対し、督促状・催告書等の文書の送付や電話による催告を行い、早急な納税のお願いをしています。それでも納付・相談がない方には、納期限内に納付された方との公平性を保つため、法律に基づき財産の差し押さえ等の滞納処分を執行します。

滞納許しません！

納付方法は？

《口座振替申し込み方法》
方法 Ⅱ 当初送付した各税の納税通知書に同封したはがきに、必要事項を記入・通帳印を押印して、ポストに投かんしてください。その後の紙を郵送します。

《口座振替申し込み方法》
方法 Ⅱ 市内の金融機関の窓口で申込用紙が置いてあります（通帳と通帳印を持参ください）。また、納税課へご連絡いただければ、申込用紙を郵送します。

市では、昨年から市内の郵便局のATMで休日・夜間の納税ができるようになりました。今年度からは、手数料をご負担いただかなければなりません。納税されている皆さんの利便性を考え、新たに「郵便局・金融機関のATMからの振り込み」「コンビニエンスストアに設置されているATMからの振り込み」「パソコンや携帯電話によるインターネットを利用した振り込み」ができるようになりました。詳細は、当初送付した各税の納税通知書に同封したチラシをご覧ください。納税課へお問い合わせください。

税金を大切に

滞納している税金の徴収に要する経費は、皆さんから納

納税に
お困りの方へ

病気や事業の廃止など、やむを得ない事情により市税の納付が困難な方はそのまま放置せず、早急にご相談ください。詳しい事情をお聞きし、相談に応じます。

また、相談も納付もない場合には、市税に対して納付の意志がないと判断し、財産調査を進め、差し押さえ等の滞納処分を執行します。